

「平成 25 年 8 月 9 日からの大雨等による災害に関する特別相談窓口」設置要領

1. 趣旨

この要領は、平成 25 年 8 月 9 日からの大雨等による災害の発生により、中小企業者が経営上の困難等に陥る可能性があり、県内中小企業者からの相談に対応するため、「平成 25 年 8 月 9 日からの大雨等による災害に関する特別相談窓口」（以下「相談窓口」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

2. 相談窓口の設置場所及び担当者

- (1) 相談窓口は、本所営業部保証一課、同保証二課及び各支所に設置する。
- (2) 相談窓口の担当者は、本所営業部保証一課、同保証二課の副課長及び各支所の副支所長とし、責任者は、本所営業部保証一課長、同保証二課長及び各支所長とする。

3. 相談窓口の表示

相談窓口の表示は、本所営業部、各支所に行うものとする。

4. 相談窓口設置時間

平日 午前 9 時～午後 5 時 15 分

5. 設置期間

設置期間は、平成 25 年 8 月 12 日から当面の間

6. その他

この要領の主管は、企業支援部業務統括課とする。